

軽井沢環境ネットワーク会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、軽井沢環境ネットワークと称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉2381番地1 軽井沢町役場内に置く。

(目的)

第3条 本会は、自然と共生する環境の町を目指し、率先して環境に与える負荷を減らし、環境の保全と改善に取り組むことを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、第3条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 環境の保全と改善に関する啓発及び教育研修事業
- (2) 事務・事業から生ずる環境への影響に関する情報の収集及び情報提供事業
- (3) 環境の保全と改善に関する取り組み指針の策定事業
- (4) 環境の保全と改善に関する調査研究事業
- (5) 会員相互の情報交換、会員のための情報提供及び活動支援事業
- (6) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

第2章 役員

(役員)

第5条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 代表1人
- (2) 幹事8人以内

(役員を選出)

第6条 本会の役員は、総会において会員の中から選出する。

(職務)

第7条 代表は、本会を代表し、その業務を総括する。

2. 幹事は、幹事会を構成し、この会則の定め及び幹事会の議決に基づき、本会の業務を執行する。

(任期等)

第8条 役員任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

2. 補欠又は増員により選任された役員任期は、前項の規定に関わらず、前任者又は他の現任者の残任期間とする。

第3章 会員

(会員)

第9条 本会の会員は、本会の目的に賛同して入会した、自ら環境の保全と改善に取り組む町内の企業、事業所及び団体並びに行政機関とする。

(入会)

第10条 会員として入会しようとする者は、別に定める入会申込書を代表に提出して申し込むものとする。

2. 代表は、前項の入会申込書の提出があった場合は、正当な理由がない限りこれを受理するものとする。

(脱会)

第11条 本会を脱会しようとする者は、別に定める脱会届けを代表者に提出することにより、任意に脱会することができるものとする。

2. 企業、事業所又は団体が解散したときは、幹事会の議決を経て、脱会したものとみなすことができる。

(除名)

第12条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、幹事会の議決を経て、これを除名することができる。

(1) 本会の会則に違反したとき

(2) 本会の名誉を毀損し又は本会の目的に反する行為をしたとき

第4章 会議

(会議の種別)

第13条 本会の会議は、総会及び幹事会とする。

(会議の構成)

第14条 幹事会は、役員をもって構成する。

2. 幹事会に、必要に応じてアドバイザーを入れることができる。

(会議の開催)

第15条 総会及び幹事会は、代表が召集し、代表が議長となる。

(会議の成立)

第16条 総会は、会員の2分の1以上の出席をもって成立する。

2. 幹事会は、幹事の2分の1以上の出席をもって成立する。

(議決)

第17条 総会の議事は、出席会員の過半数の同意で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

2. 幹事会の議事は、出席委員の過半数の同意で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(書面表決等)

第17条の2 やむを得ない理由のため、会議に出席できない会員はあらかじめ通知された事

項について、書面をもって表決することができる。

この場合において前2条の規定の適用については、書面表決者は、会議に出席したものとみなす。

第5章 会則の変更等

(会則の変更)

第18条 この会則を変更するときは、幹事の3分の2以上の議決を経た後、総会に諮らなければならない。

(解散)

第19条 本会を解散するときは、幹事の3分の2以上の議決を経た後、総会に諮らなければならない。

第6章 雑則

(部会)

第20条 本会は、事業の円滑な遂行を図るため、幹事会の議決を経て、部会を設けることができる。

2. 部会は、幹事会の議決に基づいて活動するとともに、その結果について幹事会に報告するものとする。

(事務局)

第21条 本会に、事務を処理するため事務局を置く。

2. 事務局は、軽井沢町役場環境課に置く。

(補則)

第22条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は、幹事会の議決を経て別に定める。

附 則

この会則は、平成17年4月20日から施行する。

この会則は、平成24年3月19日から施行する。

この会則は、平成29年4月1日から施行する。